

被扶養者の確認（検認）実施について

標記の件、本年度はマイナンバーによる情報連携を行い、事前に自治体や行政機関から被扶養者資格の再確認に必要な情報を取得し、調査対象者を絞り込んで実施いたします。

つきましては、下記をご確認いただき、遺漏のないようご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

目的：被扶養者に認定されている方が健康保険の扶養基準を満たしているかを確認するものです（検認）。
検認は毎年実施するよう厚生労働省より指導を受けており、皆様の大切な保険料から公正な給付事業を維持するとともに、高齢者医療制度や介護保険制度への支援金拠出額の適正化を図るためにも必要な確認作業となります。

対象者：下記に該当する被扶養者を有する方

- ・年間収入が118万円以上（60歳以上は168万円以上）の方
- ・給与・年金以外の収入（営業収入、不動産収入等）がある方
- ・同居情報が取得できなかった方
- ・配偶者が被扶養者となっていない方
- ・情報連携により自治体および行政機関から全部または一部の情報が取得できなかった方

※検認の対象となった方のみ調書を送付します（今年度は社用封筒で送付します）。

※健保の扶養基準となる収入は年130万円（60歳以上は180万円）未満、月108,334円（60歳以上は15万円）未満ですが、非課税通勤費等の確認のため検認の対象者は118万円（60歳以上は168万円）以上としております。

必要書類：①健康保険 被保険者・被扶養者 調書

②添付書類（別紙「ご提出をお願いする書類に関して」をご確認ください）

※調書は7月1日時点の扶養情報にて作成します。

提出期限：令和6年8月30日（金）

※期限までに提出がない場合、保険証は無効となりますのでご注意ください。（健康保険施行規則）

提出先：N I P P O健康保険組合（事業所経由）

個人情報：健保組合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、情報照会に際しての本人の同意は不要となります。（番号法第十九条）

取得した個人情報、提出いただいた調書、添付書類は健保組合の確認作業にのみ使用し、他に転用しません。なお、提出いただいた書類は返却しませんので予めご承知願います。

以上

ご提出をお願いする書類に関して

健康保険法および厚生労働省の指導により被扶養者資格の再確認を行います。これは健康保険法施行規則第50条に基づき皆さんには提出義務があります。

同封しております調書の太枠内をご記入いただき、下表の中から該当する必要書類を添付し、支店の事務担当者を経由して期限までに提出して下さい。

<1. 必要添付書類> ※添付書類の詳細は<2. 書類案内>参照 (- : 不要、● : 該当者のみ必要)

被扶養者	① 収入の証明書 (現在収入がある場合)	② 送金の証明書 (別居の場合)	③ 学生証(写) または 在学証明書	④ 住民票	⑤ 所得証明書	⑥ 海外居住者 被扶養者 収入状況届
扶養家族は配偶者のみ	● (配偶者)	-	-	-	-	● (海外居住者)
扶養家族は配偶者と子のみ	● (配偶者・子)	● (子)	● (高校生以上)	-	-	● (海外居住者)
配偶者と離死別しており、 扶養家族は子のみ	● (子)	● (子)	● (高校生以上)	-	-	● (海外居住者)
配偶者は扶養にしてい ないが、 子のみ扶養	● (子)	● (子)	● (高校生以上)	● (全員記載)	● (配偶者)	● (海外居住者)
配偶者・子以外の親族を扶養 ※ 配偶者・子・孫・兄弟姉妹・父母等の 直系尊属以外は別居の場合認定不可	● (扶養親族)	● (扶養親族)	-	● (全員記載)	● (年度末年齢 17歳以上の 同居者全員)	● (海外居住者)

<2. 書類案内> ※コピー可

添付書類	注意事項	入手先	
① 収入の 証明書	給与収入 ・給与明細(直近3ヶ月分) ※通帳は手取り金額のため不可	勤務先	
	年金収入 ・企業年金・私的年金の振込通知書または年金額通知書(直近のもの) ※公的年金は提出不要	企業年金・ 保険会社等	
	営業収入・不動産収入・農業 収入・利子収入・配当収入等	・令和5年分の確定申告書・収支内訳書・経費内訳書 ※所得金額がマイナスの場合も必要	税務署等
	各種手当金(傷病手当金等)	・各種手当金等がある場合はその金額が確認できるもの	健保等
② 送金の証明書	・通帳やATM利用明細書等、送金者・受取者・金額が確認できるもの (直近6か月分) ※単身赴任による別居の場合は提出不要 ※学生が通学のために別居している場合は提出不要 ※特別な事情がある場合は備考欄に記入のこと	銀行等	
④ 住民票	・世帯全員の記載があるもので、続柄記載のもの ・続柄は省略しないこと ・別居の場合はそれぞれの世帯毎に全員分必要 ・3ヶ月以内に発行されたもの	市役所・ 区役所・ 町役場等	
⑤ 所得証明書	・令和6年度のもの(令和5年の収入について記載のあるもの) ・収入額が記載されたもの ※収入額の記載があり、現在退職している場合は左の備考欄に退職日を 記入のこと ※住民税の決定通知や源泉徴収票では代用不可 ※扶養にしていない配偶者も、扶養家族の認定には夫婦の収入を比較 するため必要	市役所・ 区役所・ 町役場等	
⑥ 海外居住者被扶養者収入状況届	・令和6年1月1日現在、非居住者のみ提出		

被扶養者氏名欄に記載されている方を削除する場合や、次のいずれかに該当している場合は、「健康保険 被扶養者(異動)届」にて扶養削除の届出をして下さい。併せて、保険証を必ず返納して下さい。 <http://www.nippokenpo.jp/> (NIPPO健康保険組合HP参照)

- ① 就職した者 (勤務先で保険に加入した場合を含む)
- ② 結婚等で他の人の被扶養者となった者
- ③ 死亡した者
- ④ 給与・年金(障害年金含む)・失業給付・傷病手当金・出産手当金・その他収入(給付金等、場合により一時金も含む)が次に該当する者
 - ・年収が130万円(月額108,333円)を超えている
 - ・60歳以上又は障害者の場合は、年収が180万円(月額150,000円)を超えている
- ⑤ 同居していなければ被扶養者として認められない者と別居したとき
- ⑥ その他実質的に被保険者により扶養されていると認められない者

※注意※

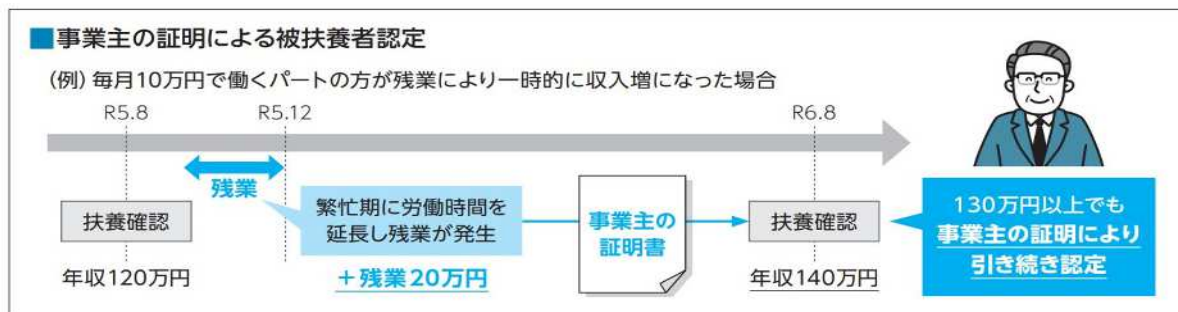
提出期限までに届かない者、必要書類不備の者については、
令和6年10月1日から保険証が無効となります。

年収の壁・支援強化パッケージ

「130万円の壁」への対応

年収130万円・月収108,334円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する障がい者は年収180万円・月収15万円)以上となっても、人手不足による労働時間長等に伴う一時的な収入増加である旨の事業主の証明を添付することで、扶養継続を可能とします。

ただし、基本給の変更等で年間収入が恒常的に130万円以上となる場合は、従来どおり扶養から外れることとなります。



事業主の証明について

証明する事業主は、被扶養者のパート先やアルバイト先です。

証明書様式の入手について

厚生労働省HPよりダウンロードできます。

「年収の壁・支援強化パッケージ」⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

証明期間について

今回の検認では直近3ヶ月分の給与明細を提出いただきますので、令和6年5～7月分の期間について証明をもらってください。

前年の年収が一時的な収入増加により130万円を超えている場合は、前年についても事業主の証明が必要です。

認定の上限について

あくまでも「一時的な事情」の場合であるため、連続2回(2年)までが上限となります。

一時的な収入増加の要因について

主に時間外勤務手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定されるため、基本給が上がった場合等、今後も引き続き収入が増えることが見込まれる場合は、一時的な収入増加とは認められません。

想定されるケース

- ・他の従業員が退職・休職したことにより業務量が増加
- ・勤務先の受注が大口案件等により、事業所全体の業務量が増加

被扶養者の認定について

社会保険の被扶養者の要件は収入要件だけではないため、その他の要件を満たさなければ、被扶養者として認定できません。

提出書類について

事業主証明以外にも、その他の書類をご提出いただく場合があります。

被扶養者削除手続きについて

勤務時間の増加等によりパート先にて被保険者資格を取得した場合は、被扶養者の削除の手続きが別途必要となりますので、被扶養者(異動)届をご提出ください。